

下郷町告示第 22 号

下郷町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

下郷町長 星 學

下郷町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 町は、林業従事者の就労環境の向上に取り組む林業事業体に対し、安全講習や技能講習等への受講料及び労働安全装備品の購入費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、町長が認めるものを含む。

- (1) 労働安全に資する装備 墜落制止用器具、ヘルメット等の林業労働者の安全及び衛生を確保するための装備品（以下「労働安全装備品」という。）をいう。
- (2) 免許 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第12条第1項、第14条及び第61条第1項に該当する免許をいい、その他町長が認めるものを含む。
- (3) 技能講習 法別表第18（第76条関係）で掲げる技能講習をいう。
- (4) 安全衛生特別教育講習 法第59条第3項に該当する安全衛生特別教育をいう。
- (5) 安全衛生教育講習 法第60条及び60条の2に該当する安全衛生教育をいう。

(補助要件)

第3条 補助要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助対象者

町内に住所を有する林業を営む団体及び法人であり、日本標準産業分類の定義に準じるものとする。（以下「補助対象事業体」という。）

- (2) 補助対象経費は、補助対象事業体が雇用する林業従事者に対する労働安全装備品の購入費及び、前号に掲げる資格取得及び更新等のために負担した受講料並びに受験料とする。資格取得及び更新等に要した旅費等は、補助対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の

額とし、1,000円未満を切捨てるものとする。また、補助限度額は1事業体当たり1年度ごとに200,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、下郷町労働安全衛生推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び必要な書類を事後申請にて町長に提出するものとする。

2 前項で規定する必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 労働安全装備品購入に係る見積書(100,000円を超える場合は2社以上の見積書を徴すること)
- (2) 労働安全装備品購入に係る検収写真
- (3) 免許取得及び講習等に係る補助金を受けようとする団体に所属することを証する写し
- (4) 補助対象経費に関する領収書又は支払いを証する書類の写し
- (5) 取得した免許又は修了証書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、下郷町労働安全衛生推進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助対象者が既に補助金を受け、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に廃業若しくは休業した場合又は補助対象資格の取得に対する補助金を受けた林業従事者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に離職をした場合は、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、その他やむを得ない事情がある場合に限っては、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(会計帳簿の整理等)

第8条 補助金等の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

下郷町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年度下郷町労働安全衛生推進事業補助金交付申請書兼請求書

年度において、下郷町労働安全衛生推進事業補助金の交付を受けたいので、下郷町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。なお、要綱に定める事項により補助金の不交付及び返還に応じることを誓約します。

記

1 交付申請及び請求額 $[(a)+(b)] \times 1/2$
金 円 （※千円未満切捨て）

2 補助金に関する内訳

(1) 労働安全装備品

装備品名	数量（単位）	事業費
		円
合計		① 円

(2) 資格取得等

林業従事者名	資格名及び講習名等	数量（単位）	事業費
			円
合計			② 円

様式第2号（第6条関係）

下郷町指令 第 号
年 月 日

様

下郷町長 印

下郷町労働安全衛生推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度下郷町労働安全衛生推進事業補助金について、下郷町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

なお、決定された場合の振り込みは順次行われますが、後日振込通知書により正式に通知されます。

記

- 1 交付申請・請求額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 申請額と交付決定額に差異がある理由
- 4 不交付の場合その理由